



長野県報

6月1日(木)
平成29年
(2017年)
第2879号

目 次

告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	1
生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
森林法に基づく保安林の指定の解除（森林づくり推進課）	3
公共測量の実施（6件）（建設政策課）	3
公共測量の終了（3件）（建設政策課）	4
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出（会計課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）	5
労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部改正（労働委員会事務局）	5

公 告

保安林の皆伐面積の限度（森林づくり推進課）	6
建設業法に基づく処分（建設政策課）	6

告 示

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

財政課

長野県告示第298号

平成29年6月22日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

長野県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
居宅療養管理 介護予防居宅療養 管理	有限会社上伊那ひまわり企画	長野県上伊那郡箕輪町中箕輪11328-4	ソレイユ薬局	長野県上伊那郡箕輪町中箕輪12208-3	平成29年2月1日
居宅療養管理 介護予防居宅療養 管理	小林 信介	長野県佐久市岩村田935-10-201	シンサン薬局	長野県佐久市中込3611-219	平成29年3月1日

認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	特定非営利活動法人やじろべー	長野県上田市常磐城一丁目6番13号	特定非営利活動法人やじろべー 宅老所もくれん	長野県上田市常磐城一丁目6番13号	平成29年4月1日
訪問リハビリテーション通所リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	社会医療法人恵仁会	長野県佐久市中込3-15-6	社会医療法人さなだクリニック	長野県上田市真田町3908番地1	平成29年2月1日

地域福祉課

長野県告示第300号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
通所介護	ジェーケー株式会社	長野県松本市岡田町102-2	つどい岡田	長野県松本市岡田町102-2	つどい岡田 長野県松本市岡田町102-2	つどい 長野県松本市庄内1-1-23	平成29年4月1日
訪問介護 介護予防 訪問看護	ジェーケー株式会社	長野県松本市庄内1-1-23	訪問介護つどい	長野県松本市庄内1-1-23	長野県松本市庄内1-1-23	長野県松本市両島11-9両島コーポ201号	平成29年4月1日
地域密着型通所介護	株式会社ヤマシタ	長野県松本市北深志1丁目4-10	K A R A D A R A K (からだ・楽)	長野県松本市城東1-4-6	長野県松本市城東1-4-6	長野県松本市北深志1丁目4番10号	平成29年4月1日

地域福祉課

長野県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護支援	公益社団法人長野県看護協会	長野県松本市旭2丁目11番34号	南部居宅介護支援事業所さくら	長野県下伊那郡阿南町東條1399	平成29年4月1日

地域福祉課

長野県告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市刈谷原町字袖ヶ久保152のイの1、字トコナメシキミカゲ995の11
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第303号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
復旧測量（基準点）
- 2 作業期間
平成29年4月24日から平成29年7月31日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第304号

松川町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量
デジタル空中写真（地上画素寸法12cm）
- 2 作業期間
平成29年4月30日から平成29年10月31日まで
- 3 作業地域
下伊那郡松川町

建設政策課

長野県告示第305号

高森町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量
デジタル空中写真（地上画素寸法12cm）
- 2 作業期間
平成29年4月25日から平成29年10月31日まで
- 3 作業地域
下伊那郡高森町

建設政策課

長野県告示第306号

喬木村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量
デジタル空中写真撮影（地上画素寸法12cm）
- 2 作業期間
平成29年4月25日から平成29年10月31日まで
- 3 作業地域
下伊那郡喬木村

建設政策課

長野県告示第307号

豊丘村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量
デジタル空中写真（地上画素寸法12cm）
- 2 作業期間
平成29年4月25日から平成29年10月31日まで
- 3 作業地域
下伊那郡豊丘村

建設政策課

長野県告示第308号

大鹿村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量
デジタル空中写真撮影（地上画素寸法12cm及び16cm）
- 2 作業期間
平成29年4月25日から平成29年10月31日まで
- 3 作業地域
下伊那郡大鹿村

建設政策課

長野県告示第309号

長野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基準点測量 路線測量 用地測量
- 2 作業期間
平成28年6月29日から平成29年5月10日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第310号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

長野県告示第312号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県土尻川砂防事務所及び長野市役所に備え置きます。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
清水	右に掲げる地番の土地に存する標柱11号及び標柱12号まで結んだ線、標柱12号と平成元年長野県告示第322号で指定した清水急傾斜地崩壊危険区域の標柱10号を結んだ線、標柱10号と標柱13号を結んだ線、標柱13号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱15号を結んだ線に囲まれた区域	長野市	中条御山里 " " "	下清水 下清水 上清水 下清水 下清水	8379番1 8382番1地先道路 敷 8336番地1 8345番地5 8378番地1	11号 12号 13号 14号 15号

砂防課

長野県告示第313号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成29年5月18日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	ファミリーマート松本合序前店	松本市大字島立字北原1057番地7	松本市大字島立字北原1057番地7 ファミリーマート松本合序前店
旧	ファミリーマート松本堀米店	松本市大字島立字道端190番地	松本市大字島立字道端190番地 ファミリーマート松本堀米店

会計課

長野県上田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年6月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年6月1日

長野県上田建設事務所長 萩野厚

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 254号
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市平井字東686番地先から 上田市平井字中村1299番2地先まで	旧	m 8.5～16.0	km 1.0280
同上	新	m 8.5～16.0 ----- 11.5～26.0	km 1.0280 ----- 0.9800

道路管理課

選告示第25号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成29年6月1日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第17条の3を次のように改める。

第17条の3 削除

第17条の4中「第30条の8第1項」を「第30条の8第2項」に改める。

様式第6号を次のように改める。

(様式第6号) 削除

様式第12号のその1の備考の1中「毎年3月、6月、9月及び12月（以下これらを「登録月」という。）の2日」を「登録月の通常の登録日」に、「当該登録月の7日」を「県が指定する日」に改め、同備考の3中「1日」を「通常の登録日」に、「当該登録月の2日」を「同日」に改め、同様式のその2の備考の2中「選挙人名簿登録基準日」を「選挙時登録の基準日」に改め、同備考の3中「及び縦覧期間」を削り、同備考の4中「登録日の後5日以内」を「県が指定する日まで」に改める。

様式第12号の4を次のように改める。

(様式第12号の4) 削除

様式第12号の10の備考を次のように改める。

(備考) この報告は、登録月の通常の登録日現在及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日現在で調査し、県が指定する日までに報告すること。ただし、登録月の通常の登録日が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合には報告を要しない。

選挙管理委員会

長野県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、平成29年5月24日、長野県公営企業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する長野県企業局労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定したので、昭和53年長野県地方労働委員会告示第1号（長野県企業局労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定）の一部を次のように改正します。

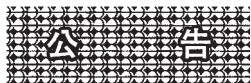
平成29年6月1日

長野県労働委員会

表の本庁の項中「経営推進課財務係」を「経営推進課経営企画・財務係」に改め、同表の現地機関の項中「総務課長」を「次長（人

事及び労働関係を担当するものに限る。)、総務課長」に改め、「次長」の次に「(人事及び労働関係を担当するものに限る。)」を加える。

労働委員会事務局



公告

平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,080.29
	土砂流出防備保安林	90.48
千曲川中流(小県郡、上田市、東御市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	1,523.38
	土砂流出防備保安林	58.55
千曲川下流(埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,033.10
	土砂流出防備保安林	337.68
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,238.99
	土砂流出防備保安林	608.00
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,218.54
	土砂流出防備保安林	881.72
木曽谷(木曽郡)	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,408.13
	土砂流出防備保安林	271.22
中部山岳南部(東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,200.85
	土砂流出防備保安林	780.95
中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	218.71
	土砂流出防備保安林	119.30
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源涵養保安林 干害防備保安林	348.90
	土砂流出防備保安林	75.92
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048番の27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上田市下之郷字紅平816の2ほか1大字1字10筆	保健保安林	1.91

上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塙崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

1 処分をした年月日

平成29年6月1日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社住まいリンク

佐久市佐久平駅北24番地1

岡村 智恵美

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成29年6月15日から平成29年7月10日までの26日間

4 処分の原因となった事実

有限会社住まいリンクは、平成13年2月20日から平成28年2月19日まで建設業許可(建築工事業)を有していたが、専任技術者が平成25年12月31日に退職したにもかかわらず、建設業法第11条第5項に規定される変更の届出をせず、約2年1ヶ月の間、専任技術者が不在のまま営業を継続していた。

専任技術者が主任技術者を兼務しており、退職により不在になつたにもかかわらず、建設業法第26条第1項に違反して、工事現場に主任技術者を置かず、複数の工事を施工していた。

平成28年2月19日をもって許可が失効した後も、平成29年2月15日までの約1年間、建設業法第40条の2に違反して、自社のホームページ等に建設業許可番号を掲示し、注文者に対して建設業許可を受けた建設業者であると誤認させるとともに、建設業法第29条の3第1項後段に違反して、建設業許可が失効する前に契約を